

ID: 1125

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	児童扶養手当の増額改定		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第8条第1項		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第8条の規定による。 (手当の額の改定時期) 第8条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護等児童があるに至った場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。 2 前条第2項の規定は、前項の改定について準用する。 3 手当の支給を受けている者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日